

令和 7 年度むつ市高校生通学費助成金交付要綱

令和 7 年 3 月 3 1 日
むつ市告示第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 市は、市内の高校生が通学に要する経費（以下「通学費」という。）を理由に希望する学びを諦めることがないよう、下北地区の高校に通学する生徒の通学費の一部を負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、地域の将来を担う人材の育成及び地域の活性化に資することを目的に、予算の範囲内においてむつ市高校生通学費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和 6 1 年むつ市規則第 1 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する高等学校をいう。
- (2) 高校生 市内に住所を有し、高校に在学している者をいう。
- (3) 保護者 高校生を監護又は養育する者をいう。
- (4) 公共交通機関 市内を運行する路線バス及び鉄道をいう。
- (5) 通学定期券 保護者が養育する高校生が自宅から在学する高校へ通学するために購入する公共交通機関の定期券（回数券を除く。）をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象となる保護者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、次のいずれかの高校に通学する高校生の保護者であること。
 - ア 青森県立田名部高等学校
 - イ 青森県立大湊高等学校
 - ウ 青森県立むつ工業高等学校
 - エ 青森県立大間高等学校

(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けていないこと。

(3) その他通学費に対して国や県等の他の支援を受けていないこと。

（助成対象期間）

第 4 条 助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（助成対象経費及び助成金の額）

第 5 条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、高校生が通学するために最も合理的な通学経路において公共交通機関から購入した通学定期券の購入に要した経費（購入した通学定期券の有効期間が助成対象期間以外の期間を含む場合は、日割りで計算するものとする。）とする。ただし、通学定期券に未使用の期間が生じた場合において、当該通学定期券の購入額について払戻しがあったときは、当該払戻額を助成対象経費から差し引くものとする。

2 助成金の額は、助成対象経費の 2 分の 1 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請及び支払いの請求）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成の対象となる通学定期券の有効期間の末日から令和 8 年 3 月 31 日まで（当該有効期間が助成対象期間後の期間を含む場合は、令和 8 年 3 月 31 日）に、むつ市高校生通学費助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 通学定期券又は通学定期券を購入したことが分かる書類

(2) 高校に在学していることが確認できる書類

(3) 申請者（保護者）の本人確認書類の写し

(4) 助成金の振込先口座が確認できる通帳の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、これを適正であると認めるときは、助成金の交付及び額を決定し、むつ市高校生通学費助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとし、適正であると認めないときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第8条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに当該助成金を当該交付の決定を受けた者が指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。